

社協会費・寄附金の税制優遇措置についてのご案内

丹波市社会福祉協議会への会費と寄附金は、税制優遇措置の対象となっています。

個人の場合

〔所得税の所得控除・税額控除〕

所得控除と税額控除から、いずれか有利な方を選択し、控除を受けることができます。
確定申告の手続きが必要です。

所 得 控 除

寄附金合計－2,000 円（適用下限額）＝ 寄附金控除額

税 額 控 除

（寄附金合計－2,000 円）×40% ＝ 寄附金控除額

税額控除を選択された場合は、「税額控除に係る証明書」が必要です。

法人の場合

社会福祉法人への寄附金は、法人税法により損金算入となります。

税制優遇措置を 受けるには

税制優遇措置を受けるには、確定申告が必要です。その際に寄附金の領収書（所得税の税額控除を受ける場合は「税額控除に係る証明書」の写し）を添付してください。確定申告に関する詳しい内容等につきましては、税務署にお問い合わせください。



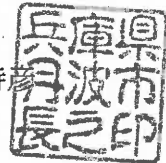
(様式5)

丹 社 福 第 264 号
令 和 3 年 2 月 25 日

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会
会長 長井 克己 殿

丹波市長 林

時彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年2月25日から令和8年2月24日まで